

誓約書

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則に基づき、修学資金の貸与申請にあたっては、下記の各項目にチェックを入れることにより、各事項を理解し誓約します。

- 保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金は、看護職員育成支援のための貸付制度であることを理解しました。
- 卒業後、免許を取得し、山口県内の返還免除対象施設（下記参照）で継続して5年間就業した場合は、貸付金の返還が全額免除されることを理解しました。

【参考】保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金返還免除対象施設

- ① 病床数 200 床未満の病院
- ② 病床数 80%以上を精神病床が占める病院
- ③ 診療所
- ④ 平成 12 年の医療法改正時に特例許可老人病床を有していた病院
- ⑤ 医療型障害児入所施設
- ⑥ 指定発達支援医療機関
- ⑦ 母子健康包括支援センター（助産師に限る。）
- ⑧ 介護老人保健施設又は介護医療院
- ⑨ 訪問看護ステーション（①～⑧に規定する施設において3年以上の実務経験を有している者に限る。）

- 返還となる事由が生じた際は、速やかに届出を行い、遅滞なく貸与金を返還することを理解しました。
- 下記事項のいずれかに該当する場合は、直ちに届出をします。
 - 氏名、住所、口座を変更したとき
 - 退学、休学及び停学処分を受けたとき
 - 復学したとき
 - 連帯保証人の住所、氏名又は職業に変更があったとき

山口県知事 様

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名